

未収債権の目標及び具体処理策

所 属: 環境局総務部職員課

1. 債権名(債権区分)

過払給与の戻入金	区分: 公債権(強制徴収できない)
----------	-------------------

2. 未収金残高の推移(目標)

25実績	13,011 千円	26目標	12,873 千円	26実績	529 千円
27目標	137 千円	28目標	127 千円	29目標	117 千円

3. 徴収率及び整理率(不納欠損・調定変更)の実績及び目標

現年度	徴収率	25実績 -	26目標 -	26実績 -	27目標 -	28目標 -	29目標 -
	整理率	25実績 -	26目標 -	26実績 -	27目標 -	28目標 -	29目標 -
過年度	徴収率	25実績 0.1%	26目標 1.1%	26実績 0.1%	27目標 1.9%	28目標 7.3%	29目標 7.9%
	整理率	25実績 4.8%	26目標 1.1%	26実績 95.9%	27目標 74.1%	28目標 7.3%	29目標 7.9%

4. 26年度決算での未収金残高の状況

(件数、金額、債務者数(実人数))	合計	3 件	529 千円	3 人
26年度賦課分		0 件	0 千円	
25年度以前賦課分		3 件	529 千円	

回収債権

計	1 件	147 千円
①処分したもののうち、換価前のもの	件	千円
②分納誓約・徴収猶予	件	千円
③交渉中	1 件	147 千円

整理債権

計	2 件	382 千円
④処分したもののうち、換価残で履行見込みのないもの	件	千円
⑤執行停止・徴収停止等の決定を行ったもの	件	千円
⑥時効年限を経過したもの	2 件	382 千円
⑦生活困窮状態で履行見込みのないもの	件	千円
⑧当該債権について破産による免責決定があるもの	件	千円
⑨相続人が限定承認しており、相続財産価額が少額であるもの	件	千円
⑩死亡・行方不明等で徴収見込みのないもの	件	千円

5. 26年度の目標達成状況及び取組内容の検証など

○目標達成状況(未収金残高)

目標達成状況(現年度+過年度)		
	うち現年度	うち過年度
A		A

- A: 目標を上回る達成(達成率105%以上)
- B: 目標を概ね達成(達成率95%以上~105%未満)
- C1: 目標を達成できなかった(取組は予定どおり実施)
- C2: 目標を達成できなかった(取組を予定どおり実施しなかった)

○現年度の取組内容の検証など

26年度 取組内容	26年度 取組実績
-	-



課題	改善策
—	—

○過年度の取組内容の検証など

26年度 取組内容	26年度 取組実績
<ul style="list-style-type: none"> ・分納誓約書の提出があった1件について、訪問及び電話により、定期的な納付が確保できるよう、催告並びに履行監視を行う。 ・生活困窮の1件については、これまでと時間帯を変えた訪問により、居住実態を含めた状況把握に努める。 ・徴収停止を解除した1件については、関係者への聴取並びに戸籍取得による所在確認に努める。 ・徴収停止中の同一元職員の2件については、本人の死亡並びに被相続人の相続放棄により、徴収見込がないため、これまでの調査内容について再度精査する。 	<ul style="list-style-type: none"> ・分納誓約書の提出があった1件(H25)については、一部納付はあったものの、定期的な納付には至っていないため、引き続き架電又は訪問により催告を行う。 ・生活困窮の1件については、平成27年3月17日に時効完成となった。 ・徴収停止を解除した1件については、平成27年3月8日に時効完成となった。 ・徴収停止中の同一元職員の2件については、平成26年7月8日に時効完成となったため、不納欠損として処理済。



課題	改善策
<ul style="list-style-type: none"> ・分納誓約書の提出があった1件(H25)については、一部納付はあったものの、定期的な納付には至っていない。 	<ul style="list-style-type: none"> ・分納誓約書の提出があった1件(H25)については、一部納付はあったものの、定期的な納付には至っていないため、引き続き架電又は訪問により催告を行う。

6. 27年度の取組内容 (5.「26年度の目標達成状況及び取組内容の検証など」の内容を踏まえて記載すること)

<p>○現年度分</p> <p>—</p>
<p>○過年度分</p> <ul style="list-style-type: none"> ・分納誓約書の提出があった1件(H25)について、訪問及び電話により、定期的な納付が確保できるよう、催告並びに履行監視を行う。 ・生活困窮の1件については、平成27年3月17日に時効完成となったため、不納欠損の手続きを行う。 ・徴収停止を解除した1件については、平成27年3月8日に時効完成となったため、不納欠損の手続きを行う。

(参考)26年度実績及び27年度目標の他都市比較(未収金残高1億円以上の債権のみ)

未収債権の目標及び具体処理策

所 属: 環境局事業部一般廃棄物指導課

1. 債権名(債権区分)

一般廃棄物処理手数料	区分: 公債権(強制徴収できない)
------------	-------------------

2. 未収金残高の推移(目標)

25実績	108 千円	26目標	0 千円	26実績	108 千円
27目標	0 千円	28目標	0 千円	29目標	0 千円

3. 徴収率及び整理率(不納欠損・調定変更)の実績及び目標

現年度	徴収率	25実績 100.0%	26目標 100.0%	26実績 100.0%	27目標 100.0%	28目標 100.0%	29目標 100.0%
	整理率	25実績 100.0%	26目標 100.0%	26実績 100.0%	27目標 100.0%	28目標 100.0%	29目標 100.0%
過年度	徴収率	25実績 0.0%	26目標 100.0%	26実績 0.0%	27目標 100.0%	28目標 -	29目標 -
	整理率	25実績 0.0%	26目標 100.0%	26実績 0.0%	27目標 100.0%	28目標 -	29目標 -

4. 26年度決算での未収金残高の状況

(件数、金額、債務者数(実人数))	26年度賦課分	合計	1 件	108 千円	1 人
	25年度以前賦課分		1 件	108 千円	
回収債権	計		0 件	0 千円	
①処分したもののうち、換価前のもの			件	千円	
②分納誓約・徴収猶予			件	千円	
③交渉中			件	千円	
整理債権	計		1 件	108 千円	
④処分したものうち、換価残で履行見込みのないもの			件	千円	
⑤執行停止・徴収停止等の決定を行ったもの			件	千円	
⑥時効年限を経過したもの			件	千円	
⑦生活困窮状態で履行見込みのないもの			1 件	108 千円	
⑧当該債権について破産による免責決定があるもの			件	千円	
⑨相続人が限定承認しており、相続財産価額が少額であるもの			件	千円	
⑩死亡・行方不明等で徴収見込みのないもの			件	千円	

5. 26年度の目標達成状況及び取組内容の検証など

○目標達成状況(未収金残高)

目標達成状況(現年度+過年度)		
	うち現年度	うち過年度
C1		C1

A: 目標を上回る達成(達成率105%以上)

B: 目標を概ね達成(達成率95%以上~105%未満)

C1: 目標を達成できなかった(取組は予定どおり実施)

C2: 目標を達成できなかった(取組を予定どおり実施しなかった)

○現年度の取組内容の検証など

26年度 取組内容	26年度 取組実績
-	-



課題	改善策
—	—

○過年度の取組内容の検証など

26年度 取組内容	26年度 取組実績
<p>・平成24年11月・12月分一般廃棄物処理手数料を滞納している1業者(但し、廃棄物処理法に規定する一般廃棄物収集運搬業の許可基準を満たさなくなったため、平成25年12月19日に許可取消。以下「当事者」という。)が、平成25年3月から生活保護受給中であることが明らかとなったため、概ね半年ごとに生活保護受給確認を自治体に照会する。生活保護廃止が判明した段階で、当事者に対する請求を再開する。</p>	<p>・平成26年6月2日、平成26年12月4日にそれぞれ自治体に生活保護支給状況の照会を行い、いずれにおいても生活保護受給中であることを確認した。</p>



課題	改善策
<p>・当事者が現在生活保護受給中のため、支払督促や差押などの法的手段をとることができない。</p>	<p>・当事者は現在生活保護受給中であり、生活保護法第58条の規定により差押ができないため、引き続き半年に1回程度の頻度で生活保護受給確認を行い、生活保護廃止となった段階で請求を再開する。</p>

6. 27年度取組内容 (5. 「26年度の目標達成状況及び取組内容の検証など」の内容を踏まえて記載すること)

<p>○現年度分□</p> <p style="text-align: center;">—</p>
<p>○過年度分</p> <p>・当事者は現在生活保護受給中であり、生活保護法第58条の規定により差押ができないため、引き続き半年に1回程度の頻度で生活保護受給確認を行い、生活保護廃止となった段階で請求を再開する。</p>

(参考)26年度実績及び27年度目標の他都市比較(未収金残高1億円以上の債権のみ)

未収債権の目標及び具体処理策

所 属: 環境局環境管理部環境管理課

1. 債権名(債権区分)

土地賃貸料(化製場集約化事業用地)	区分: 私債権
-------------------	---------

2. 未収金残高の推移(目標)

25実績	143,400 千円	26目標	141,400 千円	26実績	134,000 千円
27目標	130,080 千円	28目標	126,160 千円	29目標	121,240 千円

3. 徴収率及び整理率(不納欠損・調定変更)の実績及び目標

現年度	徴収率	25実績 52.5%	26目標 100.0%	26実績 100.0%	27目標 100.0%	28目標 100.0%	29目標 100.0%
	整理率	25実績 52.5%	26目標 100.0%	26実績 100.0%	27目標 100.0%	28目標 100.0%	29目標 100.0%
過年度	徴収率	25実績 0.0%	26目標 1.4%	26実績 6.6%	27目標 2.9%	28目標 3.0%	29目標 3.9%
	整理率	25実績 0.0%	26目標 1.4%	26実績 6.6%	27目標 2.9%	28目標 3.0%	29目標 3.9%

4. 26年度決算での未収金残高の状況

(件数、金額、債務者数(実人数))	合計	1 件	134,000 千円	1 人
	26年度賦課分	1 件	千円	
	25年度以前賦課分	1 件	134,000 千円	
回収債権	計	1 件	134,000 千円	
①処分したもののうち、換価前のもの		1 件	千円	
②分納誓約・徴収猶予		1 件	千円	
③交渉中		1 件	134,000 千円	
整理債権	計	0 件	0 千円	
④処分したもののうち、換価残で履行見込みのないもの		1 件	千円	
⑤執行停止・徴収停止等の決定を行ったもの		1 件	千円	
⑥時効年限を経過したもの		1 件	千円	
⑦生活困窮状態で履行見込みのないもの		1 件	千円	
⑧当該債権について破産による免責決定があるもの		1 件	千円	
⑨相続人が限定承認しており、相続財産価額が少額であるもの		1 件	千円	
⑩死亡・行方不明等で徴収見込みのないもの		1 件	千円	

5. 26年度の目標達成状況及び取組内容の検証など

○目標達成状況(未収金残高)

目標達成状況(現年度+過年度)		
	うち現年度	うち過年度
B	B	A

A: 目標を上回る達成(達成率105%以上)

B: 目標を概ね達成(達成率95%以上~105%未満)

C1: 目標を達成できなかった(取組は予定どおり実施)

C2: 目標を達成できなかった(取組を予定どおり実施しなかった)

○現年度の取組内容の検証など

26年度 取組内容	26年度 取組実績
平成24年度末に化製場から提出された平成25~30年度までの返済計画に基づき、現年度分の土地賃貸料の納付を目指す。	上半期分、下半期分共、期日内に納付された。



課題	改善策
—	—

○過年度の取組内容の検証など

26年度 取組内容	26年度 取組実績
平成24年度末に化製場から提出された平成25～30年度までの返済計画書に基づき、過年度分の土地賃貸料の納付を目指す。化製場の経営状況に余裕があれば返済計画書に基づく納付額の増額を検討する。	H26.7.1 債務承認書を提出させ、7月22日に督促状を手交。返済意志の確認を行う。 H26.8.4 大阪府と共に行政書士事務所にて化製場の前年度決算状況のヒアリングを実施。以降、化製場の経理担当に返済可能額の確認を行う。 H27.3.2 化製場の経理担当より、940万円を納付する旨の連絡を受ける。 H27.3.18 納付書を手交。 H27.3.19 940万円の納付を確認。



課題	改善策
現年度分については全額納付されたが、過年度分については、未収金の解消には至っていない。	引き続き化製場の経営状況の推移を確認し、返済計画書に基づき確実な納付を目指す。また、経営状況に余裕があれば、納付額の増額に取り組む。

6. 27年度の取組内容 (5.「26年度の目標達成状況及び取組内容の検証など」の内容を踏まえて記載すること)

<p>○現年度分□</p> <p>公正証書に基づき、平成27年4月1日に土地賃貸料の改定を実施したため、事業者に新たな返済計画書(平成27～30年度分)を提出させた(平成27年4月28日提出済み)。新たな未収金を発生させないよう、返済計画書に基づき、現年度分の土地賃貸料の納付に取り組む。</p> <p>○過年度分</p> <p>平成27年4月28日に提出された返済計画書(平成27～30年度分)に記載された過年度分支払額に基づき、過年度分の土地賃貸料の納付を目指す。経営状況に余裕があれば、納付額の増額に取り組む。</p>
--

(参考)26年度実績及び27年度目標の他都市比較(未収金残高1億円以上の債権のみ)

未収債権の目標及び具体処理策

所 属: 環境局環境管理部環境管理課

1. 債権名(債権区分)

建物賃貸料(浅香資源再生共同作業場)	区分: 私債権
--------------------	---------

2. 未収金残高の推移(目標)

25実績	392 千円	26目標	0 千円	26実績	392 千円
27目標	0 千円	28目標	0 千円	29目標	0 千円

3. 徴収率及び整理率(不納欠損・調定変更)の実績及び目標

現年度	徴収率	25実績 -	26目標 -	26実績 -	27目標 -	28目標 -	29目標 -
	整理率	25実績 -	26目標 -	26実績 -	27目標 -	28目標 -	29目標 -
過年度	徴収率	25実績 0.0%	26目標 100.0%	26実績 0.0%	27目標 100.0%	28目標 -	29目標 -
	整理率	25実績 0.0%	26目標 100.0%	26実績 0.0%	27目標 100.0%	28目標 -	29目標 -

4. 26年度決算での未収金残高の状況

	合計	1 件	392 千円	1 人
(件数、金額、債務者数(実人数))	26年度賦課分	1 件	千円	
	25年度以前賦課分	1 件	392 千円	
回収債権	計	1 件	392 千円	
①処分したもののうち、換価前のもの		1 件	千円	
②分納誓約・徴収猶予		1 件	千円	
③交渉中		1 件	392 千円	
整理債権	計	0 件	0 千円	
④処分したものうち、換価残で履行見込みのないもの		1 件	千円	
⑤執行停止・徴収停止等の決定を行ったもの		1 件	千円	
⑥時効年限を経過したもの		1 件	千円	
⑦生活困窮状態で履行見込みのないもの		1 件	千円	
⑧当該債権について破産による免責決定があるもの		1 件	千円	
⑨相続人が限定承認しており、相続財産価額が少額であるもの		1 件	千円	
⑩死亡・行方不明等で徴収見込みのないもの		1 件	千円	

5. 26年度の目標達成状況及び取組内容の検証など

○目標達成状況(未収金残高)

目標達成状況(現年度+過年度)		
	うち現年度	うち過年度
C1		C1

A: 目標を上回る達成(達成率105%以上)

B: 目標を概ね達成(達成率95%以上~105%未満)

C1: 目標を達成できなかった(取組は予定どおり実施)

C2: 目標を達成できなかった(取組を予定どおり実施しなかった)

○現年度の取組内容の検証など

26年度 取組内容	26年度 取組実績
-	-



課題	改善策
—	—

○過年度の取組内容の検証など

26年度 取組内容	26年度 取組実績
債務者に対し、催告書を経済戦略局と共同で送付し、早急に納付するよう要請しているが、一向に応じない。	H27.3.12 環境局分の催告書を経済戦略局と協議のうえ、同局分の催告書と合わせて債務者に特定記録郵便で送付した。(H27.3.14配達済み)



課題	改善策
債務者に対し催告書を送付し納付を要請したが、納付に至らなかったこと。	経済戦略局と協議により、同局の債務者への催告に合わせて、環境局分の催告書を送付する。納付に応じない場合は、経済戦略局と共同で必要に応じて専門家に相談し法的手続き等を講じることも一つの選択肢として検討する。

6. 27年度の取組内容 (5.「26年度の目標達成状況及び取組内容の検証など」の内容を踏まえて記載すること)

○現年度分 —
○過年度分 当局分の催告書を経済戦略局へ提出し(H28.3月ごろ)、同局分の催告書と合わせて債務者に送付する。必要に応じて専門家に相談し法的手続き等を講じることも一つの選択肢として検討する。

(参考)26年度実績及び27年度目標の他都市比較(未収金残高1億円以上の債権のみ)

未収債権の目標及び具体処理策

所 属: 環境局事業部事業管理課(斎場霊園)

1. 債権名(債権区分)

霊園手数料	区分: 公債権(強制徴収できない)
-------	-------------------

2. 未収金残高の推移(目標)

25実績	9,126 千円	26目標	5,407 千円	26実績	9,451 千円
27目標	6,097 千円	28目標	4,097 千円	29目標	2,597 千円

3. 徴収率及び整理率(不納欠損・調定変更)の実績及び目標

現年度	徴収率	25実績 98.2%	26目標 100.0%	26実績 99.2%	27目標 100.0%	28目標 100.0%	29目標 100.0%
	整理率	25実績 98.2%	26目標 100.0%	26実績 99.2%	27目標 100.0%	28目標 100.0%	29目標 100.0%
過年度	徴収率	25実績 27.5%	26目標 37.5%	26実績 11.4%	27目標 30.0%	28目標 32.8%	29目標 36.6%
	整理率	25実績 27.5%	26目標 40.8%	26実績 15.8%	27目標 35.5%	28目標 32.8%	29目標 36.6%

4. 26年度決算での未収金残高の状況

	合計	683 件	9,451 千円	332 人
(件数、金額、債務者数(実人数))	26年度賦課分	116 件	1,771 千円	
	25年度以前賦課分	567 件	7,680 千円	

回収債権

	計	629 件	8,715 千円
①処分したもののうち、換価前のもの		件	千円
②分納誓約・徴収猶予		件	千円
③交渉中		629 件	8,715 千円

整理債権

	計	54 件	736 千円
④処分したもののうち、換価残で履行見込みのないもの		件	千円
⑤執行停止・徴収停止等の決定を行ったもの		件	千円
⑥時効年限を経過したもの		4 件	60 千円
⑦生活困窮状態で履行見込みのないもの		件	千円
⑧当該債権について破産による免責決定があるもの		件	千円
⑨相続人が限定承認しており、相続財産価額が少額であるもの		件	千円
⑩死亡・行方不明等で徴収見込みのないもの		50 件	676 千円

5. 26年度の目標達成状況及び取組内容の検証など

○目標達成状況(未収金残高)

目標達成状況(現年度+過年度)		
C1	うち現年度	うち過年度
	B	C1

- A: 目標を上回る達成(達成率105%以上)
- B: 目標を概ね達成(達成率95%以上~105%未満)
- C1: 目標を達成できなかった(取組は予定どおり実施)
- C2: 目標を達成できなかった(取組を予定どおり実施しなかった)

○現年度の取組内容の検証など

26年度 取組内容	26年度 取組実績
<ul style="list-style-type: none"> ・指定管理者に対する「管理料徴収事務処理要綱」を一部改定。未納者に対しては納付期限一週間後をめぐり督促を実施し、督促状発送簿を記録。督促に応じない場合は引き続きの督促と、連絡が取れない場合は墓石へのプラカード設置、戸籍照会、縁故者への聞き取り等、未納者対策への取り組みを強化。 ・通常20年あるいは5年分の納付であるが、事案により1年分の納付を認める。 ・支払困難者に対しては霊地返還を促し、還付金との相殺により未収金の発生を防ぐ。 ・現年度更新の未納状態発生間もない使用者に対しても、使用权取消しについて言及した催告を行う。 	<ul style="list-style-type: none"> ・指定管理者に対する「管理料徴収事務処理要綱」を一部改定し、未納者に対しては納付期限一週間後をめぐり督促を強化した。督促状発送簿を記録。督促に応じない場合は引き続きの督促、連絡が取れない場合は墓石へのプラカード設置、戸籍照会、縁故者への聞き取り等、未納者対策への取り組みを行った。 ・通常20年あるいは5年分の納付であるが、事案により1年分の納付を認めた。 ・結果、目標の100%の回収には至らなかったものの、99.2%という回収率を達成した。



課題	改善策
<p>使用者追跡調査や催告の強化により、平成25年以降、更新者における未納者(新規未納発生者)について前年度よりも減少しているが、全使用者の納付には至っていない。 0.8%の未納者へ督促をした際に、状況を聞き取りするが、大半が生活困窮者である。</p>	<p>・支払困難者に対しては霊地返還を促す。還付金との相殺により未収金の発生を防ぐだけでなく、返還された霊地は新たな使用者の募集にもつながることから、今後も未納者への連絡を積極的に行い、未収金の回収や霊地返還につなげていく。</p>

○過年度の取組内容の検証など

26年度 取組内容	26年度 取組実績
<p>・事務手続きマニュアルを早期に策定し、効率的な事務処理が行えるように努める。 ・霊園の霊地使用权は永代使用权であり、祭祀の対象でもあることから、使用許可の取消しや墓石の撤去等については慎重に取り扱う必要があるが、リーガルチェックを実施し、未納期間が長期にわたる者や支払拒否者から、順次使用許可の取消しを実施する。 ・長期滞納者の発生を防ぐため、まず平成25年度に初めて未納になった使用者について重点的に回収に努める。通常は20年分の手数料を前払いしているが、1年分の納付書を督促状と併せて送ることで、未収債権が少ない使用者から解消していく。</p>	<p>・事務手続きマニュアルを策定し、当局と指定管理者間で連携し、適切な事務処理を行った。 ・霊園の霊地使用权は永代使用权であり、祭祀の対象でもあることから、使用許可の取消しや墓石の撤去等については慎重に取り扱う必要があるため、未納期間が長期にわたる者や支払拒否者であっても、使用許可の取消しには至っていない。 ・長期滞納者の発生を防ぐため、まず平成25年度に初めて未納になった使用者について重点的に回収に努めた。</p>



課題	改善策
<p>催告の強化や、使用許可取り消しに向けた取り組みとして、対象者への催告文の送付を行っているものの、未納者の中には催告文を送付しても反応がなく、生活状況や霊地の使用意思の確認ができない者が存在し、それぞれの状況に応じた対応ができていないケースが多い。 また、一般的な財産相続ではないため、霊地が親族間で承継されないまま放置され、管理料の未納が発生している。</p>	<p>訪問、現地調査を実施するだけでなく、長期未納者に対しては、呼び出しによる面談を実施し、個別に事情聴取を行う。なお、面談に応じない場合や支払いを拒否する者に対しては、使用許可取り消しの手続きを進めていく。</p>

6. 27年度取組内容 (5.「26年度の目標達成状況及び取組内容の検証など」の内容を踏まえて記載すること)

<p>○現年度分</p> <ul style="list-style-type: none"> ・未納者に対しては、引き続き、納付期限一週間後をめどとし督促を実施し、督促状発送簿を記録。督促に応じない場合は引き続きの督促、連絡が取れない場合は墓石へのブラカード設置、戸籍照会、縁故者への聞き取り等、未納者対策への取り組みを強化 ・通常20年あるいは5年分の納付であるが、事案により1年分の納付を認める。 ・支払困難者に対しては霊地返還を促し、還付金との相殺により未収金の発生を防ぐ。 <p>○過年度分</p> <ul style="list-style-type: none"> ・策定した事務手続きマニュアルをもとに、当局と指定管理者が連携し、効率的な事務処理が行えるように努める。 ・長期未納者に対しては、呼び出しによる面談を実施し、事情聴取を行う。 ・未納期間が長期にわたる者や支払拒否者から、順次使用許可の取消しを実施する。 ・長期滞納者の発生を防ぐため、未納になってすぐの使用者について重点的に回収に努める。通常は20年分の手数料を前払いしているが、1年分の納付書を督促状と併せて送ることで、未収債権が少ない使用者から解消していく。
--

(参考)26年度実績及び27年度目標の他都市比較(未収金残高1億円以上の債権のみ)

未収債権の目標及び具体処理策

所 属: 環境局事業部事業管理課(斎場霊園)

1. 債権名(債権区分)

瓜破斎場 電気使用料	区分: 私債権
------------	---------

2. 未収金残高の推移(目標)

25実績	- 千円	26目標	- 千円	26実績	339 千円
27目標	0 千円	28目標	- 千円	29目標	- 千円

3. 徴収率及び整理率(不納欠損・調定変更)の実績及び目標

現年度	徴収率	25実績 -	26目標 -	26実績 0.0%	27目標 -	28目標 -	29目標 -
	整理率	25実績 -	26目標 -	26実績 0.0%	27目標 -	28目標 -	29目標 -
過年度	徴収率	25実績 -	26目標 -	26実績 -	27目標 100.0%	28目標 -	29目標 -
	整理率	25実績 -	26目標 -	26実績 -	27目標 100.0%	28目標 -	29目標 -

4. 26年度決算での未収金残高の状況

	合計	1 件	339 千円	1 人
(件数、金額、債務者数(実人数))	26年度賦課分	1 件	339 千円	
	25年度以前賦課分	件	千円	

回収債権

	計	1 件	339 千円
①処分したもののうち、換価前のもの		件	千円
②分納誓約・徴収猶予		件	千円
③交渉中		1 件	339 千円

整理債権

	計	0 件	0 千円
④処分したもののうち、換価残で履行見込みのないもの		件	千円
⑤執行停止・徴収停止等の決定を行ったもの		件	千円
⑥時効年限を経過したもの		件	千円
⑦生活困窮状態で履行見込みのないもの		件	千円
⑧当該債権について破産による免責決定があるもの		件	千円
⑨相続人が限定承認しており、相続財産価額が少額であるもの		件	千円
⑩死亡・行方不明等で徴収見込みのないもの		件	千円

5. 26年度の目標達成状況及び取組内容の検証など

○目標達成状況(未収金残高)

目標達成状況(現年度+過年度)		
	うち現年度	うち過年度

- A: 目標を上回る達成(達成率105%以上)
- B: 目標を概ね達成(達成率95%以上~105%未満)
- C1: 目標を達成できなかった(取組は予定どおり実施)
- C2: 目標を達成できなかった(取組を予定どおり実施しなかった)

○現年度の取組内容の検証など

26年度 取組内容	26年度 取組実績
-	平成26年度 電気使用料金が確定した段階で、債務者宛て、納入通知書を手渡した。納入通知書を手渡す際、期日(5月25日)までに必ず納付するよう伝えた。しかし、5月29日の納付となった。

未収債権の目標及び具体処理策

所 属: 環境局事業部事業管理課

1. 債権名(債権区分)

路上喫煙の防止に関する条例の違反過料・督促手数料	区分: 公債権(強制徴収できる)
--------------------------	------------------

2. 未収金残高の推移(目標)

25実績	629 千円	26目標	221 千円	26実績	133 千円
27目標	70 千円	28目標	23 千円	29目標	1 千円

3. 徴収率及び整理率(不納欠損・調定変更)の実績及び目標

現年度	徴収率	25実績 99.9%	26目標 100.0%	26実績 100.0%	27目標 100.0%	28目標 100.0%	29目標 100.0%
	整理率	25実績 99.9%	26目標 100.0%	26実績 100.0%	27目標 100.0%	28目標 100.0%	29目標 100.0%
過年度	徴収率	25実績 0.0%	26目標 0.0%	26実績 0.0%	27目標 47.4%	28目標 67.1%	29目標 95.7%
	整理率	25実績 0.0%	26目標 64.9%	26実績 78.9%	27目標 47.4%	28目標 67.1%	29目標 95.7%

4. 26年度決算での未収金残高の状況

	合計	269 件	133 千円	139 人
(件数、金額、債務者数(実人数))	26年度賦課分	件	千円	
	25年度以前賦課分	269 件	133 千円	
回収債権	計	269 件	133 千円	
①処分したもののうち、換価前のもの		件	千円	
②分納誓約・徴収猶予		件	千円	
③交渉中		269 件	133 千円	
整理債権	計	0 件	0 千円	
④処分したもののうち、換価残で履行見込みのないもの		件	千円	
⑤執行停止・徴収停止等の決定を行ったもの		件	千円	
⑥時効年限を経過したもの		件	千円	
⑦生活困窮状態で履行見込みのないもの		件	千円	
⑧当該債権について破産による免責決定があるもの		件	千円	
⑨相続人が限定承認しており、相続財産価額が少額であるもの		件	千円	
⑩死亡・行方不明等で徴収見込みのないもの		件	千円	

5. 26年度の目標達成状況及び取組内容の検証など

○目標達成状況(未収金残高)

目標達成状況(現年度+過年度)		
	うち現年度	うち過年度
C1	B	C1

A: 目標を上回る達成(達成率105%以上)

B: 目標を概ね達成(達成率95%以上~105%未満)

C1: 目標を達成できなかった(取組は予定どおり実施)

C2: 目標を達成できなかった(取組を予定どおり実施しなかった)

○現年度の取組内容の検証など

26年度 取組内容	26年度 取組実績
現場で指導員が現金徴収するよう努めるとともに、やむを得ず納付書を交付する場合には、住所氏名電話番号を運転免許証などにより確実に確認するよう努めた。	徴収率100%を確保した。

課題	改善策
—	—

○過年度の取組内容の検証など

26年度 取組内容	26年度 取組実績
平成25年4月に制定した事務マニュアルに基づき、繰り返し電話による催告を行う。督促状を送付する。	連絡可能な違反者には電話による催告を行った。



課題	改善策
所持金がないなどの申し出により現金徴収できない場合は、住所・氏名等を違反者からの聞き取りに基づき納付書を発行していたため、現在は追跡できないことが多いこと。	連絡可能な違反者は繰り返し電話による催告を行い、所在不明の違反者に対しては、可能な限り所在を調査し、徴収に努める。

6. 27年度取組内容 (5. 「26年度の目標達成状況及び取組内容の検証など」の内容を踏まえて記載すること)

<p>○現年度分□</p> <p>平成25年4月に制定した事務マニュアルに基づき、路上喫煙防止指導員は、現場で過料を徴収する際には現金での徴収に努め、やむを得ず納付書を交付する際には、身分証明書の提示を求め、確認するよう努める。</p> <p>○過年度分</p> <p>未納となっている違反者に対しては、平成25年4月に制定した事務マニュアルに基づき、催告等を引き続き行う。また、所在不明の違反者に対しては、可能な限り所在を調査し、徴収に努める。</p>

(参考)26年度実績及び27年度目標の他都市比較(未収金残高1億円以上の債権のみ)

未収債権の目標及び具体処理策

所 属: 環境局総務部総務課契約担当

1. 債権名(債権区分)

工事契約解除に伴う契約違約金	区分: 私債権
----------------	---------

2. 未収金残高の推移(目標)

25実績	104 千円	26目標	0 千円	26実績	104 千円
27目標	0 千円	28目標	- 千円	29目標	- 千円

3. 徴収率及び整理率(不納欠損・調定変更)の実績及び目標

現年度	徴収率	25実績 -	26目標 -	26実績 -	27目標 -	28目標 -	29目標 -
	整理率	25実績 -	26目標 -	26実績 -	27目標 -	28目標 -	29目標 -
過年度	徴収率	25実績 0.0%	26目標 100.0%	26実績 0.0%	27目標 100.0%	28目標 -	29目標 -
	整理率	25実績 0.0%	26目標 100.0%	26実績 0.0%	27目標 100.0%	28目標 -	29目標 -

4. 26年度決算での未収金残高の状況

(件数、金額、債務者数(実人数))		合計	1 件	104 千円	1 人
	26年度賦課分		1 件	104 千円	
	25年度以前賦課分		1 件	104 千円	
回収債権		計	1 件	104 千円	
①処分したもののうち、換価前のもの			1 件	104 千円	
②分納誓約・徴収猶予			1 件	104 千円	
③交渉中			1 件	104 千円	
整理債権		計	0 件	0 千円	
④処分したもののうち、換価残で履行見込みのないもの			0 件	0 千円	
⑤執行停止・徴収停止等の決定を行ったもの			0 件	0 千円	
⑥時効年限を経過したもの			0 件	0 千円	
⑦生活困窮状態で履行見込みのないもの			0 件	0 千円	
⑧当該債権について破産による免責決定があるもの			0 件	0 千円	
⑨相続人が限定承認しており、相続財産価額が少額であるもの			0 件	0 千円	
⑩死亡・行方不明等で徴収見込みのないもの			0 件	0 千円	

5. 26年度の目標達成状況及び取組内容の検証など

○目標達成状況(未収金残高)

目標達成状況(現年度+過年度)		
	うち現年度	うち過年度
C1		C1

- A: 目標を上回る達成(達成率105%以上)
- B: 目標を概ね達成(達成率95%以上~105%未満)
- C1: 目標を達成できなかった(取組は予定どおり実施)
- C2: 目標を達成できなかった(取組を予定どおり実施しなかった)

○現年度の取組内容の検証など

26年度 取組内容	26年度 取組実績
-	-



課題	改善策
—	—

○過年度の取組内容の検証など

26年度 取組内容	26年度 取組実績
<p>納付の必要性について、引き続き説明し催告を行うなど、納付に向けて粘り強く取り組む。</p>	<p>・平成26年6月に相手方の登記簿を取得(破産等の記載なし) ・この間、相手方に何度も電話したが会社としての対応がなく、平成26年10月に相手方を直接訪問し納付の必要性について粘り強く説明したが、「違約金は一切払うつもりはない。応訴するので裁判にしてもらって構わない。」旨の回答を得る。</p>



課題	改善策
<p>・相手方に納付の意思がない。 ・相手方は現在大阪市の入札参加有資格者名簿に登録しておらず、本市の工事等を受注していないため、その代金との相殺も不可能である。</p>	<p>引続き文書及び電話による督促も実施しながら、今後必要に応じて専門家に相談し法的手続き等を講じること一つの選択肢として検討し、未収金の回収に努める。</p>

6. 27年度の取組内容 (5.「26年度の目標達成状況及び取組内容の検証など」の内容を踏まえて記載すること)

<p>○現年度分□</p> <p>—</p>
<p>○過年度分</p> <p>引続き文書及び電話による督促も実施しながら、今後必要に応じて専門家に相談し法的手続き等を講じること一つの選択肢として検討し、未収金の回収に努める。</p>

(参考)26年度実績及び27年度目標の他都市比較(未収金残高1億円以上の債権のみ)

未収債権の目標及び具体処理策

所 属: 環境局総務部施設管理課

1. 債権名(債権区分)

リフレウリわり賃料相当損害金等収入(遅延損害金含む)	区分: 私債権
----------------------------	---------

2. 未収金残高の推移(目標)

25実績	49,481 千円	26目標	0 千円	26実績	21,637 千円
27目標	0 千円	28目標	0 千円	29目標	0 千円

3. 徴収率及び整理率(不納欠損・調定変更)の実績及び目標

現年度	徴収率	25実績 0.0%	26目標 100.0%	26実績 0.0%	27目標 -	28目標 -	29目標 -
	整理率	25実績 0.0%	26目標 100.0%	26実績 0.0%	27目標 -	28目標 -	29目標 -
過年度	徴収率	25実績 0.0%	26目標 100.0%	26実績 25.2%	27目標 0.0%	28目標 -	29目標 -
	整理率	25実績 0.0%	26目標 100.0%	26実績 61.8%	27目標 100.0%	28目標 -	29目標 -

4. 26年度決算での未収金残高の状況

	合計	2 件	21,637 千円	1 人
(件数、金額、債務者数(実人数))	26年度賦課分	1 件	2,745 千円	
	25年度以前賦課分	1 件	18,892 千円	
回収債権	計	2 件	21,637 千円	
①処分したもののうち、換価前のもの		件	千円	
②分納誓約・徴収猶予		件	千円	
③交渉中		2 件	21,637 千円	
整理債権	計	0 件	0 千円	
④処分したもののうち、換価残で履行見込みのないもの		件	千円	
⑤執行停止・徴収停止等の決定を行ったもの		件	千円	
⑥時効年限を経過したもの		件	千円	
⑦生活困窮状態で履行見込みのないもの		件	千円	
⑧当該債権について破産による免責決定があるもの		件	千円	
⑨相続人が限定承認しており、相続財産価額が少額であるもの		件	千円	
⑩死亡・行方不明等で徴収見込みのないもの		件	千円	

5. 26年度の目標達成状況及び取組内容の検証など

○目標達成状況(未収金残高)

目標達成状況(現年度+過年度)		
	うち現年度	うち過年度
C1	C1	C1

A: 目標を上回る達成(達成率105%以上)

B: 目標を概ね達成(達成率95%以上~105%未満)

C1: 目標を達成できなかった(取組は予定どおり実施)

C2: 目標を達成できなかった(取組を予定どおり実施しなかった)

○現年度の取組内容の検証など

26年度 取組内容	26年度 取組実績
<p>・相手方NPOが平成26年5月30日の総会において解散を決定し、法務局への解散登記申請書の提出が平成26年6月2日付で行われたため、今後は、未収金の回収は相当困難であると考えられるが、清算人に対し弁済を求める。</p>	<p>平成27年1月28日、清算人である元NPO法人理事長宅へ臨戸。清算業務の進捗状況と本市債権に対する配分予定額を書面にて回答するよう清算人へ照会文手交。平成27年2月12日、清算人である元NPO法人理事長宅へ臨戸。現在の財産額を書面にて受領。(102,007円:会計士が保管)本市の債務負担へ充当すべく、手続きを進めるよう要求。平成27年2月21日、NPO法人の弁護士より破産申立てを行うための準備を開始する旨の通知を受領。同封の債権明細調査票に本市の債権額記入し弁護士宛て返送。</p>

課題	改善策
・相手方NPOが平成26年5月30日の総会において解散を決定し、法務局への解散登記申請書の提出が平成26年6月2日付で行われたため、不納欠損となる可能性が高い。	破産が確定すれば、債権消滅するので速やかに不納欠損の手続きを行う。

○過年度の取組内容の検証など

26年度 取組内容	26年度 取組実績
・相手方NPOが平成26年5月30日の総会において解散を決定し、法務局への解散登記申請書の提出が平成26年6月2日付で行われたため、今後は、未収金の回収は相当困難であると考えられるが、清算人に対し弁済を求める。	・平成23年度から平成25年度までの未収債権のうち、当該年度の賃料相当分としてNPOより法務局へ供託されていた約630万円については、平成26年5月13日付で回収した。



課題	改善策
・相手方NPOが平成26年5月30日の総会において解散を決定し、法務局への解散登記申請書の提出が平成26年6月2日付で行われたため、不納欠損となる可能性が高い。	破産が確定すれば、債権消滅するので速やかに不納欠損の手続きを行う。

6. 27年度取組内容 (5.「26年度の目標達成状況及び取組内容の検証など」の内容を踏まえて記載すること)

<p>○現年度分</p> <p>今後は、裁判所の裁定を待つ、すみやかに不納欠損手続きを進めていく。</p>
<p>○過年度分</p> <p>今後は、裁判所の裁定を待つ、すみやかに不納欠損手続きを進めていく。</p>

(参考)26年度実績及び27年度目標の他都市比較(未収金残高1億円以上の債権のみ)